

給水装置工事設計・施工基準

1 総 則

1・1 目 的

本基準は、水道法（昭和32年法律第177号）、吉田町上水道事業給水条例（昭和34年吉田町条例第92号。以下「給水条例」という。）及び吉田町上水道事業給水条例施行規程（平成9年水管規程第3号。以下「施行規程」という。）に基づき施行する給水装置工事について必要な事項を定め、給水装置工事の適正な施行を図ることを目的とする。

<解 説>

給水装置工事設計・施工基準（以下「基準」という。）は、配水管等の取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの給水装置に係る材料、工法、工期その他の工事上の条件に関する指定事項、給水装置工事に係る図書を作成及び手続き等に関する事項、給水装置工事の計画から設計・施工に必要な基準等、吉田町の標準的な情報を提供することにより、給水装置工事が適正かつ円滑に行われることを目的とする。

なお、当基準は、以下の文献、吉田町上水道事業給水条例等の関連法規を基に作成している。

- ・（改訂）給水装置工事技術指針：公益財団法人 給水装置工事技術振興財団
- ・水道施設設計施工指針：公益社団法人 日本水道協会
- ・空気調和・衛生工学便覧：公益社団法人 空気調和・衛生工学会
- ・水道法・吉田町上水道事業給水条例・吉田町上水道事業給水条例施行規程等の関係法令

1・2 用語の定義

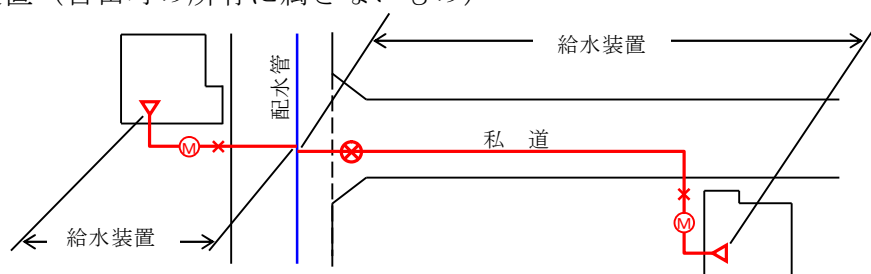
この基準において、用いられる主な用語の意義は、次のとおりである。

- 1 管理者とは、吉田町長をいう。
- 2 工事事業者とは、指定給水装置工事事業者をいう。
- 3 主任技術者とは、厚生労働大臣から給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者をいう。
- 4 給水装置とは、需要者に水を供給するために、配水管等から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- 5 配水管とは、管理者が管理する管であり、給水装置を分岐することが可能な管をいう。
- 6 受水槽以下設備とは、受水タンク以下の給水設備をいう。

<解説>

4 給水装置について

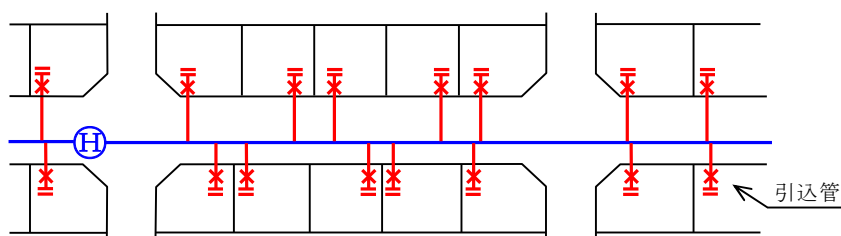
(1) 給水装置（吉田町の所有に属さないもの）



ただし、当該道路と平行に布設（設置）されている給水管については、その所有権を管理者に譲渡した場合は、配水管となる。

(2) 引込管

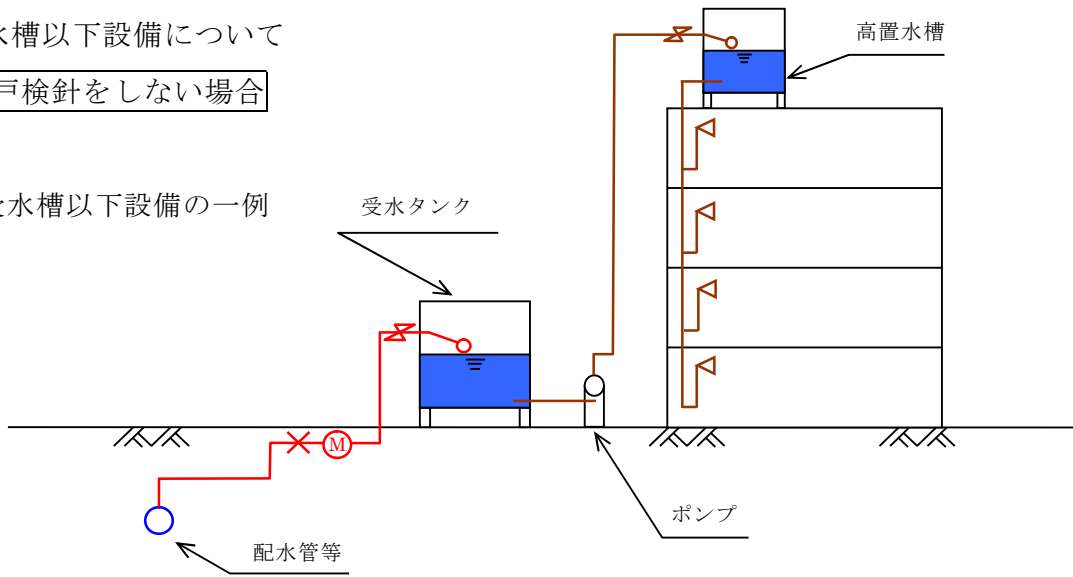
引込管は、配水管等から分岐し区画されている敷地内に設ける給水管をいう。



6 受水槽以下設備について

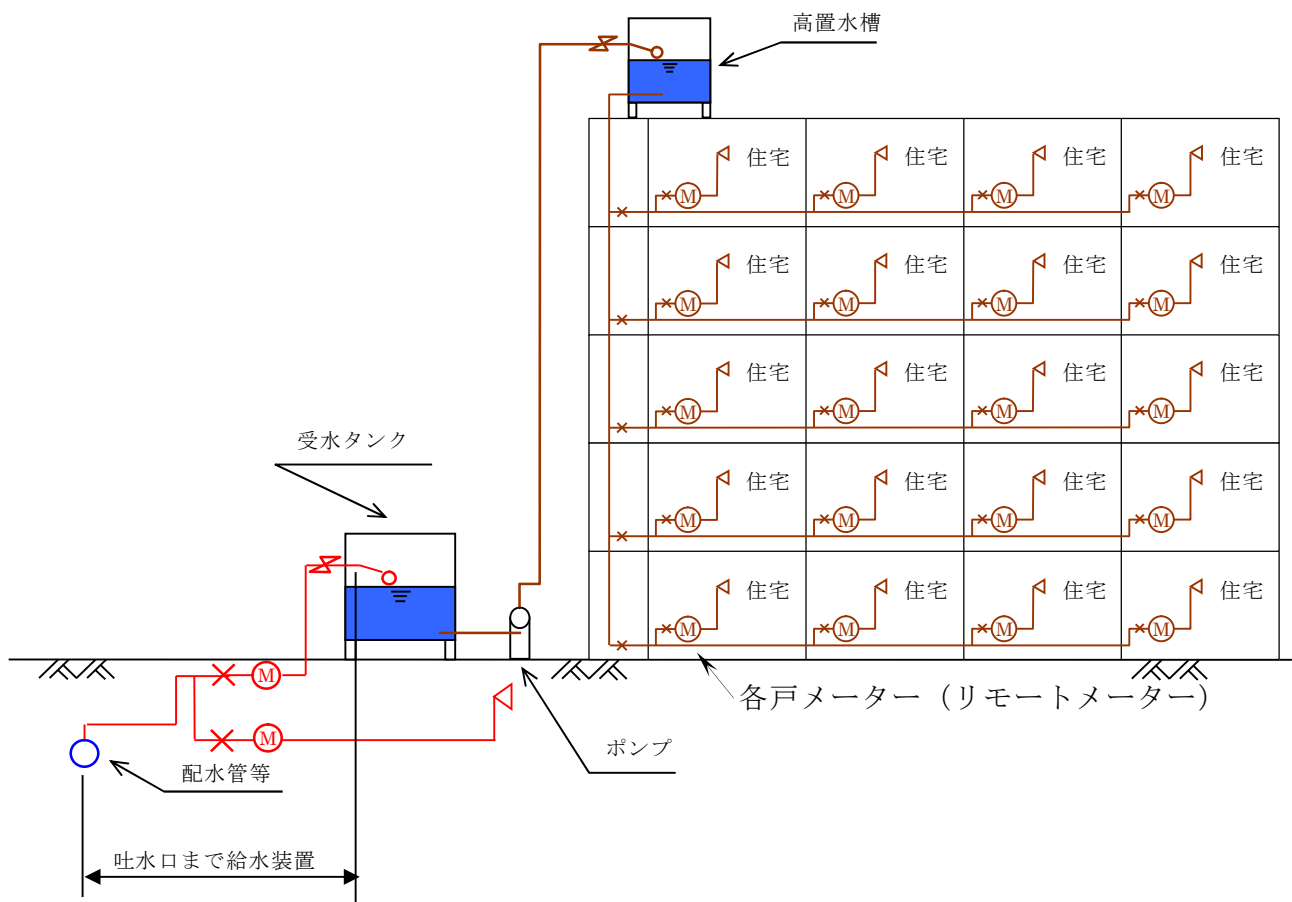
各戸検針をしない場合

受水槽以下設備の一例



各戸検針を行う場合

※共同住宅の場合は散水栓用にも水道メーターを設置すること。



1・3 給水装置の種類

- | | |
|----------|-----------------------------|
| 1 専用給水装置 | 1戸又は1か所で専用するもの |
| 2 共用給水装置 | 2戸又は2か所以上で共用するもの |
| 3 私設消火栓 | 水道法第24条第1項の消火栓以外で消防用に使用するもの |

1・4 給水装置の所有者

- | |
|---|
| 1 給水装置は、申込者又は前所有者から所有権の移転を受けた者の所有とする。 |
| 2 給水装置の一部として設置する水道メーターは管理者が所有する。 |
| 3 配水管の1箇所から分岐して設置する給水装置は1使用者、1使用場所を原則とする。 |

<解説>

1 給水装置の所有者について

給水装置の所有は、申込者となることから、給水装置工事に要する費用は、管理者が特に必要があると認めた場合を除き、申込者が負担する。また、申込者は十分な注意をもって給水装置を管理しなければならない。

2 水道メーターについて

メーターは需要者の使用水量を適正に計量し水道料金の算定基礎となるため、管理者が所有するメーターを設置する。

3 給水装置の引込み管は、1使用者1使用場所を原則とする。ただし、次に掲げる場合又は管理者が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 複数の建物にそれぞれ町メーターを設置する場合。
- (2) 給水装置の維持管理上特に必要と認めた場合。

1・5 給水装置工事の種別

給水装置工事は、次に掲げる種別に区分するものとする。

- | |
|--|
| 1 新設工事とは、新たに給水装置を設ける工事をいう。 |
| 2 改造工事とは、給水装置の口径又は管種の変更、給水栓等の増設又は一部撤去及びメーターの口径変更のための工事をいう。 |
| 3 撤去工事とは、給水装置の全部を撤去する工事又は敷地内でキャップ止め等を行う工事をいう。 |
| 4 修繕工事とは、既設給水装置の故障部分を修繕する工事をいう。 |

<解説>

2 改造工事について

- (1) 分岐口径及びメーター口径の双方又はいずれか一方を変更する工事

(2) 分岐か所、配管位置、水栓位置、管口径若しくは管種を変更する工事又は既設管を取替える工事

(3) 既設の給水装置に接続してさらに水栓を増す工事又はメーター下流側の一部を撤去する工事

3 撤去工事について

(1) 分水閉鎖

使用されなくなった給水装置は、分岐用給水用具（サドル付分水栓等）にて元止めすること。

(2) 引込管を残す撤去

既設の引込管が指定した材料であり、かつ、後日使用予定が明らかな場合に限り、敷地内キャップ止めをすることができる。

1・6 手数料・分担金

給水装置工事申込みに際して必要な費用には、次のものがある。

- | | |
|-------|----------|
| 1 手数料 | 給水条例第29条 |
| 2 分担金 | 給水条例第30条 |

<解説>

1 手数料について

次の各号の区別により、指定給水装置工事事業者から申込みの際、これを徴収する。

設計審査手数料

区 分	金 額
新 設 工 事	1 件につき 1,000円
改 造 工 事	同 1,000円
撤 去 工 事	同 1,000円

工事検査手数料

区 分	金 額
1 件につき	1,000円

2 分担金について

給水装置の新設及又は増径分岐（以下「増径」という。）をするときは、申込者から当該メーターの口径に応じて、次の表に定める分担金に消費税及び地方消費税相当額を加算した額を徴収する。ただし、増径の分担金の額は、既設口径に対する分担金と増径しようとする分担金の差額とする。 (税抜き)

給水管の口径	新設分担金の額	
	吉田町行政区域内	吉田町行政区域外
13ミリメートル	38,000円	48,000円
20ミリメートル	67,000円	86,000円
25ミリメートル	114,000円	143,000円
30ミリメートル	171,000円	219,000円
40ミリメートル	371,000円	467,000円
50ミリメートル	543,000円	676,000円
75ミリメートル	1,238,000円	1,543,000円
100ミリメートル	町長が別に定める	